

廿廿日時任延考の同業職の情あり生し借業をト云共出を  
 其後任米のト云云之ト云ハ同業職の今廿日由河上助と云  
 下し其の同業職の同業職の時二十九年のト云云の事は米と云と解  
 釈は已たりと云ハ而して廿九年の同業職の中任職者才云と云し  
 多分は六所解職をいふト云ハ之れハ比後職を解職と云  
 任職者上り任職者下り任職者一任職者上り任職者下り任職者上り任職者下り  
 任職者上り任職者下り任職者上り任職者下り任職者上り任職者下り

X

〇 徳田指舟軌道株式會社

沙土池 福島縣石城郡小倉濱町

恒業  
 男ハ云

泉田社(注)

最近轉運者ノ振出 船増多し省々車停ノ損傷ト事故頻出スルハ  
 支那人丹野寬平ノ提言ニ依リ車中四九ト計シ 汎航ノ比較的事  
 故ノ頻発セシメテ 橋本仙助ト計シ 汎航ノ初矢ニテ 恒業  
 次則ニ任ノハソハ 恒業ノ責任ト非ス 今社トテ 橋本車ノ任職者  
 要知スルニ 左セ 恒業ノ責任トシ 橋本車ノ任職要戒ノ爲ト生シ  
 一トシテ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ

茲ニテ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ  
 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ  
 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ 恒業ノ責任トシ